

歩道と車道、側道が飯山線の下を通る高山バイパス(川治踏切立体交差)

## 国道253号線高山バイパス開通

市内の飯山線と交差する国道踏切の立体交差は着々と進められています。

そのうちのひとつ、国道253号線高山バイパス(川治踏切立体交差)は、去る12月20日完成。喜びの開通式が行われました。

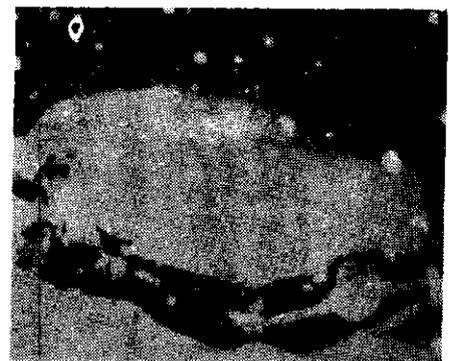
高山バイパスのうち、十日町橋一市道本町西線間は、今春開通し、飯山線との立体交差を含む420延区間の工事を進めていたものです。

この区間は、歩道が車道と側道にはさまれ、3延近い高低差がある変形道路。十日町警察署は、交通事故を防止するため、信号機のほか、交通規制標識を設置しましたが、市民のみなさんから、標識に十分注意して欲しいと望んでいます。

除雪作業に大きな障害となるものに、路上駐車があります。路上駐車禁止場所は、当該地点に道路標識で表示してあります。路上駐車は絶対しないよう、市民のみなさんにご協力をお願いいたします。

なお、除雪作業のため、路上駐車禁止場所に駐車している車を損傷した場合は、その修理代や車を排除させるために要した費用等みなさんの負担になります。

また、市及び土木事務所、警察署では、事業所等の協力を得て、夜間パトロールを強化し、路上駐車を排除することにして



## 路上駐車は絶対しない いでください

います。

(十日町市、十日町土木事務所、十日町警察署)

## 市長も年賀状交換を自粛

このほど、市議会議員は、年賀状の交換をとりやめることを申し合わせましたが、市長初め助役、収入役などもこれに準じ、年賀状の交換を自粛することになりましたのでご了承をお願いいたします。

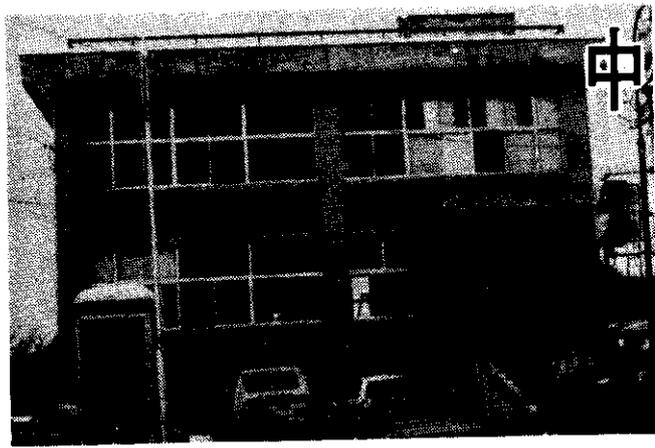
これは、このほど施行された公職選挙法の一部改正に伴って市長及び市議会議員等は、親族に対する場合を除き、選挙区内の人達に通常一般の社交として行なわれる寄付、花輪、供花、香典、祝儀などが禁止されましたが、この際、年賀状も自粛しようというものです。

## 飲酒運転は絶対しない ように

十日町警察署から発表された十一月十一日から二十日までの酒酔い運転違反者は、つぎのとおり。

庭野 栄蔵(赤倉)

水落 正史(下条中央通り)



# 中条地区公民館が完成

## お気軽にご利用ください

### 明年二月八日開館の予定

中条地区公民館(中条旭町地内)の改築工事は、総事業費七千三百九十九万九千円で、急ピッチに工事が進められてきました。がこのほど完成。明年二月八日開館の運びとなりました。

老朽化した木造建物から、鉄筋コンクリート三階建の近代建築に一新した中条地区公民館は、住民の茶の間として、あるいは、文化教養の場、地域づくりの拠点として、地域住民のみならず、から、お気軽にご利用されるものと期待されます。

「老人いこいの家」を兼ねた住民の茶の間  
なお、この施設は、「老

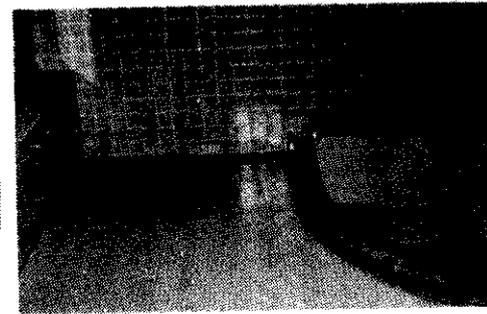
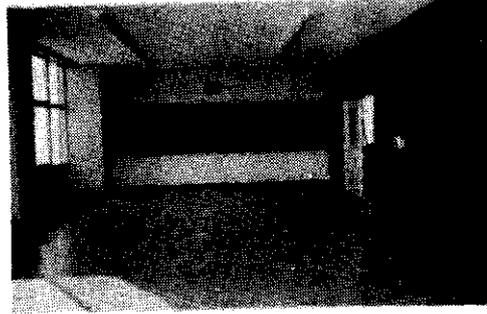
構造…鉄筋コンクリート3階建  
敷地面積…742㎡(224.8坪)  
延面積…605.91㎡(183.6坪)  
(1階) 集会室(15帖・12帖・12帖)浴室、便所  
(2階) 会議室、図書室兼談話室、事務室、当直室、湯沸室、便所  
(3階) 学習室、小集会室、実習室

人いこいの家」を兼ね、一階は浴室二、集会室(三つの和室)

等を配置し、特におとしよりのみなさんの利用を考えて設計されています。二、三階は、図書室兼談話室や学習室、小集会室、料理実習室等が配置され、休憩や団らん、各種の学級や講座などにも使いやすいようになっていきます。さらに、屋上では、冬季を除いて、晴天の時には、フオークダンスや民踊などにも使えるよう配慮されています。大いにご利用ください。

### 利用方法等はつぎのとおりです

**開館時間** 午前九時～午後十時。  
**休館日** 月曜日と国民の祝日の翌日、年末年始の十二月二十九日～一月三日、その他特別の事由により教育委員会が定めた日。  
**利用の方法**・直接中条地区公民館にお申し込みください。(使用日の三カ月前から受付



けます)

### ・浴室の使用法

浴室の使用は、午後一時～午後七時、原則として五人以上の申し込みに限ります。(使用の二日前までにお申し込みください)

・物品の販売やこれに類する行為には使用できません。  
**使用料**

中条地区公民館を利用する場合は、別表の使用料をいただく予定です。ただし、市条例の定めるところにより、使用料を減免する場合もあります。

☎(公社線)二二一七四八番  
(有線)二七二二二番

### 使用料

ただし、市公民館使用条例施行規則の減免規定に該当する場合は、使用料を減免することになります。

施設名	午前9時～正午	午後1時～5時	夜間6時～10時
学習室 大集会室	800円	1,000円	1,200円
小集会室 会議室	500円	600円	700円

浴室(浴室利用1人につき下記金額を徴収します)

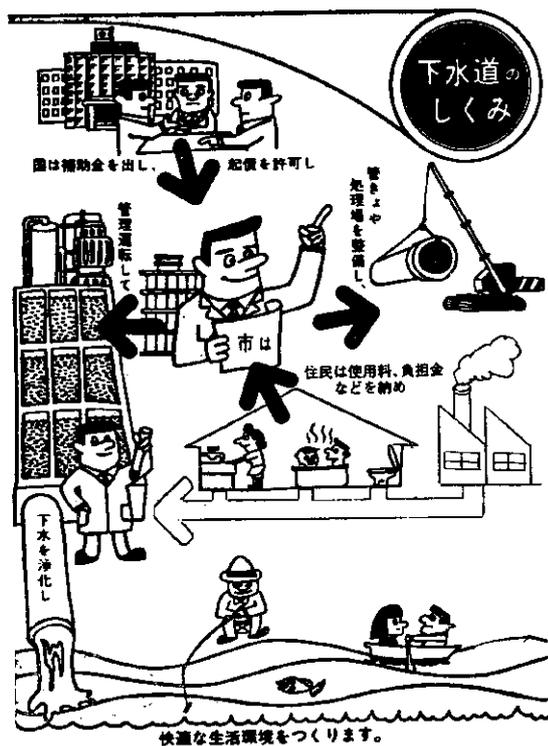
老人(60歳以上)	50円	その他	100円
-----------	-----	-----	------

- ① 各種講座に利用される学習室
- ② 老人たちのために浴室も完備

# 下水道事業

## 受益者負担制度にご理解とご協力を

市では、下水道準備室を中心に、下水道建設計画を進めています。いままでは、下水道基本計画や終末処理場の用地購入等を市民のみなさんのご協力により進めてまいりました。今月は、受益者負担制度のあらましをご紹介します。



十日町市は、快適な生活環境づくりをめざして、公共下水道の建設計画を進めてまいりました。た。今までは法的な手続及び、下水道の最も重要施設である終末処理場建設用地等の確保に

係者からご協力を得てまいりましたが、いよいよ管まきの布設工事に着手できるものと期待しております。

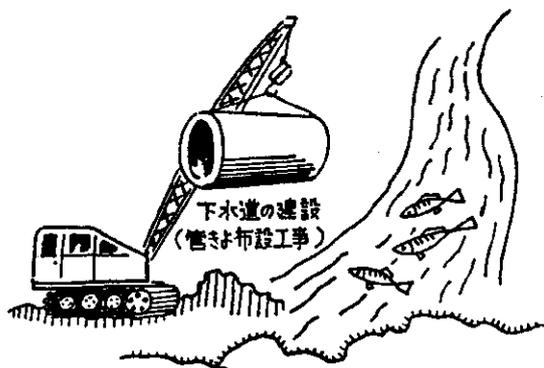
下水道建設の財源については、今までにパンフレット等でお知らせしてありますが、第一期計画区域の事業費は約九十一億円という多額の費用が必要となります。これは国からの補助金はもちろん、起債の許可を受け、受益者負担金、一般市費等で賄うわけです。しかし、市は下水道事業のみを行っているわけではなく、教育施設の充実、社会福祉事業、道路等の整備など、どれ一つとしてかかすことのできない重要な事業を多く行っているため、下水道事業に充てる一般市費はおのずから限られてきます。

一般には、都市計画道路や公園等の施設は利用者が明確ではなく、不特定多数のため、その建設費は公費で賄われるのが普通です。しかし、下水道事業のように限られた区域内で、特定の人だけが利用して利益を受けるような場合は、建設費を全市域から徴収された市税のみによ

って賄うとすれば、利益を受けない人にも負担させることになりません。受益者負担金制度は市民の「税負担の公平」の原則から直接利益を受ける下水道計画区域のみなさんに、建設費の一部を負担していただくというものです。この負担金制度を採用することによって、国は優先的に補助し、また起債も認めてくれます。この受益者負担金制度にみなさんのご理解ご協力をお願いいたします。

### 下水道事業受益者負担に関する条例案を議会に上程

市は、下水道事業の財源の確保、及び早期建設をはかるため十二月定例市議会に「十日町市下水道事業受益者負担に関する条例」案を提出いたしました。議会では、この条例案を慎重審議するため、下水道建設特別

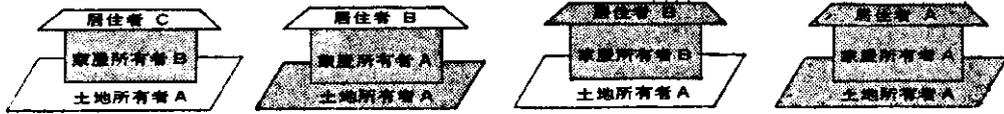


### 受益者の範囲

受益者負担金を納めていただく受益者は、下水道事業計画区域内にある土地の所有者です。ただし地上権、永小作権、質権または使用貸借、若しくは賃貸借の目的となつて土地については、それぞれの土地の権利者が所有者にかわつて受益者となります。これを図で表わすと次のようになります。

委員会に付託され、継続審議となりました。ここにその条例案の骨子をお知らせいたします。

受益者には、一般的に次のような例があります。



例-4  
土地所有者、家屋所有者  
居住者がそれぞれ異なる  
場合の受益者は B

例-3  
土地と家屋の所有者が  
同じで居住者が異なる場合  
の受益者は A

例-2  
家屋所有者と居住者が  
同一で土地の所有者が  
異なる場合の受益者は B

例-1  
土地所有者、家屋所有者  
居住者が同一の場合の  
受益者は、 A

## 方法 負担金の納付

負担金は、五年に分割してさ

## 負担金の総額 及び単位負担 金額について

らに一年を四期に分けて計二十  
回に分納していただきます。

負担金の総額は、建設事業費  
の五分の一の額とします。そし  
て各受益者の負担金の額は、第  
一期計画区域一四八ヘクタール  
を二以上の負担区に区分して、  
負担区ごとに負担金の総額を算  
出いたします。

この負担区の建設事業費を、  
この負担区の面積で除して得た  
額が、土地一平方メートル当り  
の負担金額となります。この単  
位負担金額に各受益者が所有し  
ている土地の面積をかけますと  
みなさんの負担金額となります。  
この基準となる土地の面積は公  
簿によって算出いたします。

これを第一期計画区域を対象  
にして試算してみますと次の計  
算式によって、単位負担金額を  
算出することができます。

ここでおことわりを申し上げ  
ておきますが、この単位負担金

## 1平方メートル当りの負担金算出の方式

負担金対象事業費は、全体の総事業費のうち  
終末処理場建設費の一部と、污水管きよ建設  
事業費を対象としています。

$$\frac{\text{事業費}}{1,857,162 \text{千円}} \times \frac{\text{負担率}}{\frac{1}{5}} \div \frac{\text{計画区域の面積}}{1,480,000 \text{m}^2} = \frac{\text{単位負担金額}}{\begin{matrix} 1 \text{平方m} & 1 \text{坪} \\ 250 \text{円} & 826 \text{円} \end{matrix}}$$

額は確定したものではありません。  
あくまでも参考の数値とし  
て算出したものです。

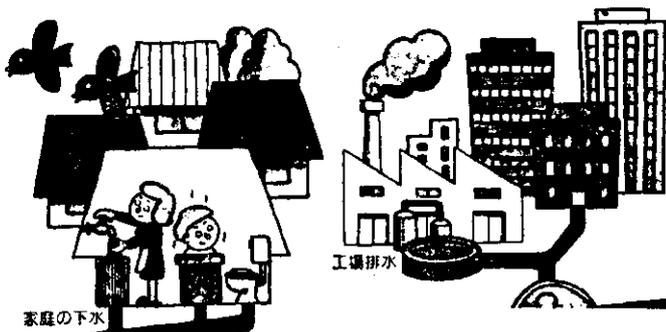
## 負担金の減免 及び猶予

負担金は、区域内の土地に一  
律に賦課されますが、土地の用  
途や受益者の実情によって減免  
や、徴収猶予の制度があります。

## 負担金は区域 内の農地にも かかります

負担金は、土地の財産価値の  
増加分の一部を受益者の方から  
納めていただき、建設費の一部  
といたしますので、宅地はもち  
ろん、田、畑、山林も負担金の  
対象となります。又公共のため  
の道路、河川、公園等は負担金  
の対象となりませんが、これ以  
外の国有地、県有地等の公有地  
も負担金がかかります。  
ただし、田、畑、山林などで  
土地区画整理法による土地区画  
整理事業を完了した土地につい  
ては、別途考慮することになっ  
ております。

公害のない快適で  
健康な生活環境が  
約束できます



その他の農地については、宅  
地として使用する時点で負担し  
ていただきます。

以上受益者負担金に関する条  
例案のあらましをお知らせいた  
しましたが、くわしいことは、  
市役所下水道事業準備室へお問  
い合せください。(電話七一一  
一一)



## 「こだま号」から のお願い

五月から巡回していた自動車文庫「こだま号」は、十二月から冬ごもりに入りました。冬期間は、つぎのとおり貸出し文庫配本所を設置しましたので、ご利用ください。なお、貸出し文庫は個人の家に置かれていたり、利用は避けてください。

「こだま号」で本を借りてまだ返していない方は、最寄りの公民館へお届けください。そのほか地区公民館、本館図書室のご利用をお待ちしています。

### 貸出し文庫配本所

- 飛渡地区 曾根昭治宅(池谷)
- 水落久策宅(菅沼) 阿部源司宅
- (東枯木又) 春川善七宅(西枯木又)
- 下条地区 上新田公民館、下組分館、願入冬季分校、田村正徳宅(渡野) 二子冬期分校
- 水沢地区 野中小学校、姿分館、古沢幸次郎宅(安養寺) 保坂孝一宅(細尾) 志賀雅夫宅(大黒沢)
- 美佐島地区 江道分館、津池冬期分校、庭野六郎宅(赤倉)
- 大池小学校 川治地区 南

### こだま号の利用状況

今年のこだま号稼働日数は、百十四日、図書の利用状況は、貸出冊数一万五千九百一十一冊、九千五百五十三人。こだま号は、約千百冊位積んでいますから七

### 消防出初式日程表

地区名	日時	場所
十日町(川治、吉田)	一月六日(火) 午前十時	市民会館
中条(中条、中条)	一月十六日(金) 午前十時	島公民館
中条(中条、中条)	一月十四日(日) 午前十時	克魯センター
六箇(第八分団)	一月七日(水) 午前十時	六箇小学校
下条(第十三、十四分団)	一月七日(水) 午前十時	下条公民館
水沢(第十五、十六、十七分団)	一月四日(日) 午前十時	水沢出張所

### 六地区で消防出初式

十日町地域広域消防署は、恒例の消防出初式をつぎの日程で行います。当日は、各地区で早朝、半鐘を打ち、サイレンを鳴らしますのでお知らせします。

年末、年始を迎え、火気の使用が多くなりますが、火の元には十分ご注意ください。

## 昭和四十九年度決算を認定

### 市議会第四回定例会

市議会第四回定例会は、十二月九日～十九日まで開かれました。審議された主な議案は、昭和四十九年度一般会計、特別会計の決算認定。市政事務嘱託員設置条例の一部改正。老人及び重度心身障害者医療費助成に関する条例制定。各種使用条例の一部改正。一般会計補正予算案です。

昭和四十九年度一般会計の決算認定では、歳入四十二億千八百十萬二千九百七十七円に対し、歳出四十一億三千四百七十九萬六

## 旧軍人の恩給法が改正されました

このたび旧軍人の恩給法の一部改正が行なわれ、支給範囲等が拡大されました。主な内容は次のとおりですが、詳細や請求手続は市社会福祉事務所へ(七三三二一一番)。

- 遺族に対して一時恩給又は一時扶助料を支給。
- 下士官についての支給要件が拡大され、復員のとき下士官となった人にも一時恩給又は一時扶助料を支給。
- 加算年の年額計算への算入要件の緩和。

### 年末年始の市役所業務

市役所では、十二月二十八日(日曜)～一月四日(日曜)まで平常業務は休ませていただきます。ただし、窓口業務は、二十九日、三十日は行いますのでご利用ください。

### 交通事故証明は自動車安全運転センターへ

このほど自動車安全運転センター県事務所（西蒲原郡黒崎町山田、新潟県自動車運転免許試験場内）が開設されたことに伴い、警察署で発行していた交通事故証明書、運転経歴証明書は、明年一月一日から県事務所で行うことになりました。証明書の必要の方は申請書（警察署にあります）に手数料（交通事故証明四百円、運転経歴証明六百円）を添え、郵便振替か直接県事務所にお申し込みください。

### 優良無事故運転の被表彰者を募集

十日町地区交通安全協会連合会では、昭和五十年年度優良無事故運転の被表彰者を募集しています。無事故運転歴が五十年十二月三十一日現在で七年、十五年、二十五年、三十年に該当すると思われる方は、明年二月四日までに被表彰申請書をお近くの支部長を経由して提出してください。

### 冬の市民体育館利用についてお願い

市では、冬期間の市民体育館利用時間を別表のとおり設定しました。ご協力ください。なお、使用の前には必ず、当直者に届け出、時間内に清掃をしてください。

市民体育館冬期利用時間表

	午後5時半～7時半	午後7時半～9時半
月	籠球・排球	庭球
火	籠球・排球	羽球・卓球 <small>(毎月第2火曜日は休館)</small>
水	羽球・卓球	籠球・排球
木	羽球・卓球	庭球
金	野球・排球	羽球・卓球
土	野球・籠球	アーチェリー

### 1月の休日救急医

1日	中条病院(北原) 電話7の3018番
2日	池田医院(本町西二) 電話2の2581番
3日	富田医院(神明町) 電話2の3269番
4日	山口医院(袋町中) 電話2の2174番
11日	庭野医院(神明町) 電話2の2711番
15日	大島医院(川原町) 電話2の2957番
18日	至誠堂医院(西浦東) 電話2の3276番
25日	十日町病院(高田町) 電話7の5566番

※(注)診療時間 午前九時～午後五時まで 往診は原則として行わない

### 脳卒中を起さないための日常生活

①睡眠不足や過労、急激な運動をさける



②太り過ぎないように注意する



③塩分をとり過ぎないようにする

④酒、タバコをのみ過ぎないようにする

### 1月分保健事業のお知らせ

育児相談			先股脱		3歳児検診		新婚者健康相談		事業名				
28日(水)	28日(水)	27日(火)	21日(水)	20日(火)	23日(金)	22日(木)	8日(木)	期日	受付時間	会場	対象者	参集区域	備考
2時	1時	午後	2時	1時	午後	2時	1時	1時	午後	保健所	希望者	全	内容は、健康相談、家族計画、血液検査(梅毒)で無料。
下条出張所	吉田出張所	水沢出張所	公民館	公民館	保健所	公民館	保健所	希望者	10時後	十日町	希望者	全	3歳6カ月児を対象に実施します。個人通知がなくても、該当月の方はおいでください。
までの者	12カ月	生後	50年6月1日～8月31日までに生れた者	生後12カ月までの者	生れの者	生れの者	希望者	希望者	10時	保健所	希望者	全	検査料150円を、ご持参ください。
下条地区	吉田地区	水沢地区	川治、六箇地区	井田、新座、十日町、大	中条地区	中条、下条、吉田、水沢地区	全	全	午後	公民館	希望者	全	